

第3章 障がい者・児をとりまく状況

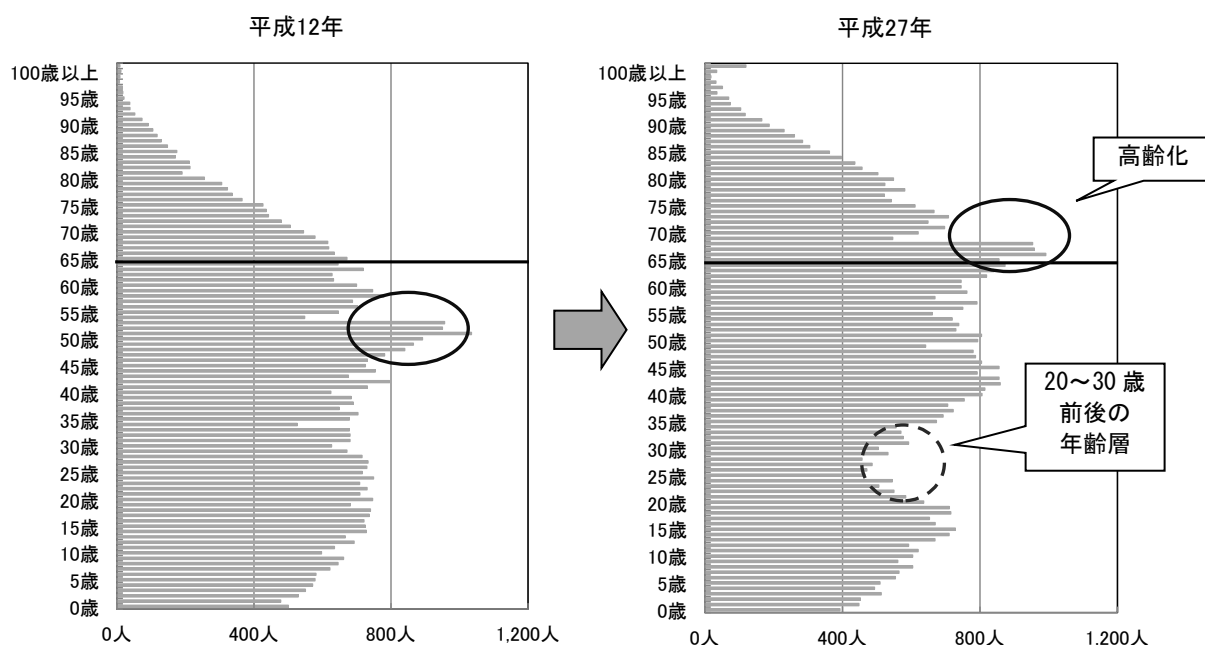
1. 総人口の推移

(1) 人口構成の推移

平成12年と平成27年における小郡市の人口構成の推移についてみると、子どもの人口はやや減少しており、60歳以上の高齢者人口は増加しており、15年の間に人口構成が大きく変化していることがわかります。

また、多くが結婚・出産を経験する20～30歳前後の年齢階層については、特に25～30歳が減少しており、今後小郡市においても出生率の低下や少子化が予測されます。

<人口構成の推移>



資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口構成の推移

小郡市の総人口は、平成12年の54,583人から平成27年の57,983人と15年間で3,400人増加しています。

また、年齢3区分別人口構成の推移についてみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は平成12年から平成17年にかけて増加傾向にありましたが、平成17年から平成27年にかけては減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成27年は平成12年と比べると約1.6倍となっています。

<年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

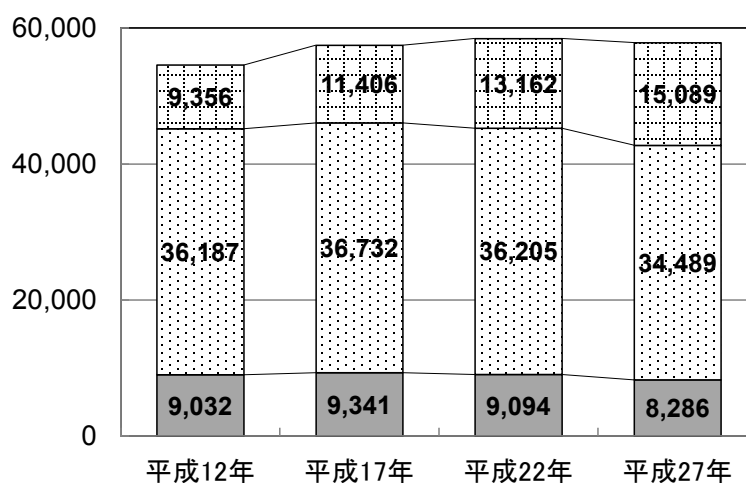
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年 (参考)
総人口	54,583	57,481	58,499	57,983	59,519
年少人口(0～14歳)	9,032	9,341	9,094	8,286	8,276
構成比	16.5%	16.3%	15.5%	14.3%	13.9%
生産年齢人口(15～64歳)	36,187	36,732	36,205	34,489	35,680
構成比	66.3%	63.9%	61.9%	59.5%	59.9%
老年人口(65歳以上)	9,356	11,406	13,162	15,089	15,563
構成比	17.1%	19.8%	22.5%	26.0%	26.1%
年齢不詳	8	2	38	119	0

資料：国勢調査（10月1日）、平成29年のみ住民基本台帳（8月31日）

<年齢3区分別人口構成の推移>

■ 年少人口(0～14歳) □ 生産年齢人口(15～64歳)
□ 老年人口(65歳以上)

単位：人



資料：国勢調査

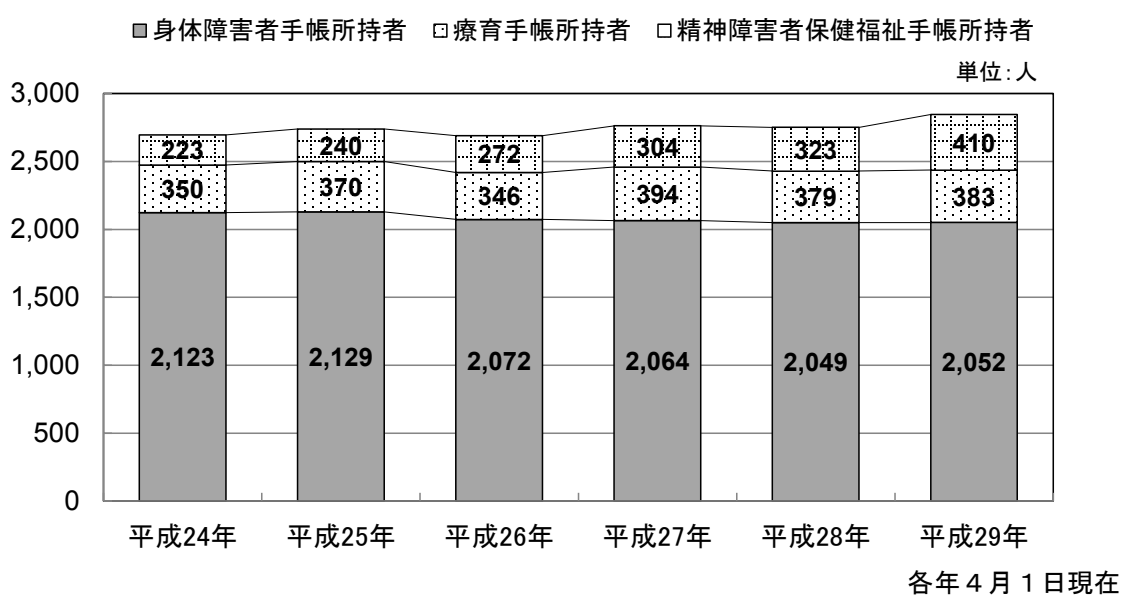
※合計値は年齢不詳を含みます。

2. 障がい者・児の状況

(1) 全体の状況

平成29年4月1日現在の障がい者手帳所持者数は2,845人(身体障害者手帳：2,052人、療育手帳：383人、精神障害者保健福祉手帳：410人)となっています。平成24年と比較すると、149人(身体障害者手帳：71人減少、療育手帳：33人増加、精神障害者保健福祉手帳：187人増加)増加しています。また、手帳所持率(総人口に占める手帳所持者の割合)は、障がい者・児全体で4.80%となっています。

<障がい者手帳所持者数の推移>



		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
障がい者手帳所持者	身体障害者手帳所持者数(人)	2,123	2,129	2,072	2,064	2,049	2,052
	総人口に占める割合(%)	3.58%	3.59%	3.49%	3.48%	3.46%	3.46%
	療育手帳所持者数(人)	350	370	346	394	379	383
	総人口に占める割合(%)	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%
	精神障害者保健福祉手帳所持者(人)	223	240	272	304	323	410
	総人口に占める割合(%)	0.38%	0.40%	0.46%	0.51%	0.55%	0.69%
	計(人)	2,696	2,739	2,690	2,762	2,751	2,845
	総人口に占める割合(%)	4.55%	4.62%	4.53%	4.66%	4.65%	4.80%
自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数(人)		682	726	743	767	774	728
総人口に占める割合(%)		1.15%	1.22%	1.25%	1.29%	1.31%	1.23%

各年4月1日現在

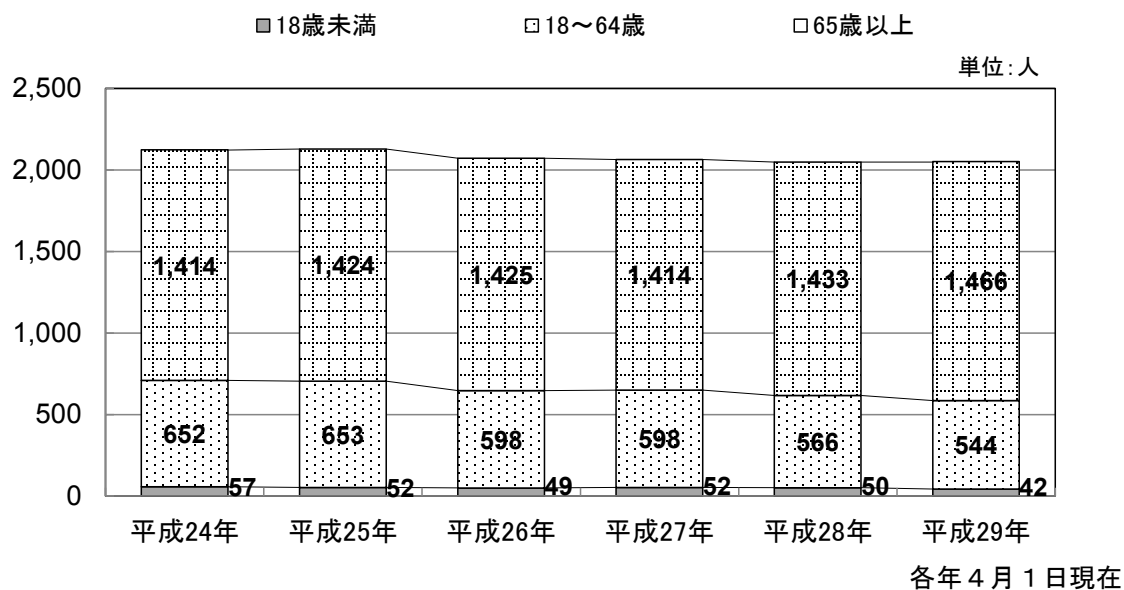
※重複障がいの場合、全てに計上しています。

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

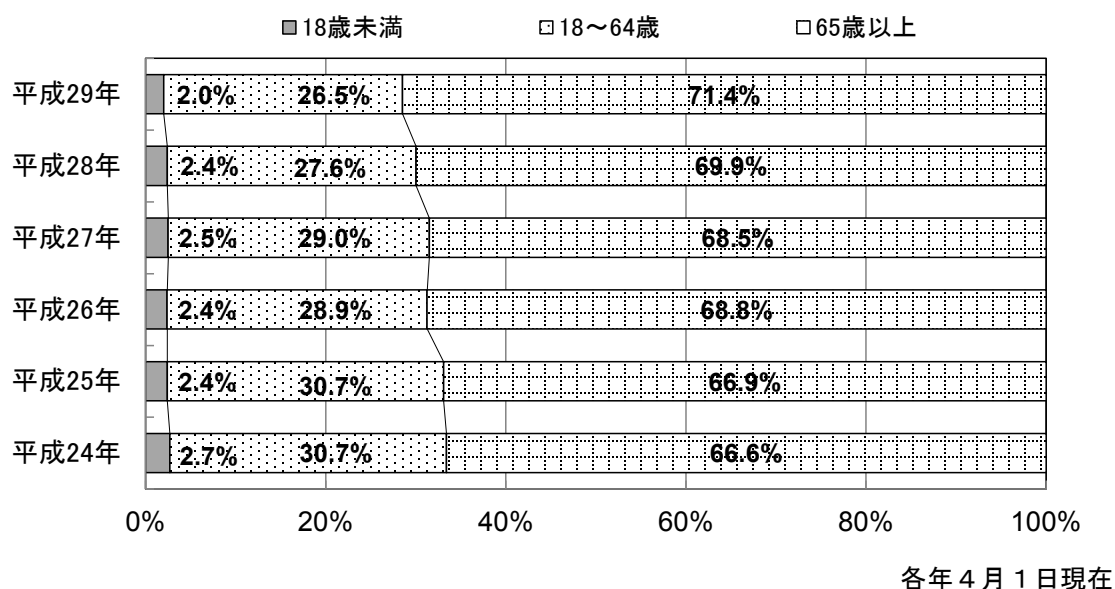
平成29年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は42人、「18歳～64歳」は544人、「65歳以上」は1,466人となっています。

年齢別の推移でみると、64歳未満は減少傾向、65歳以上は増加傾向にあります。

＜身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移＞



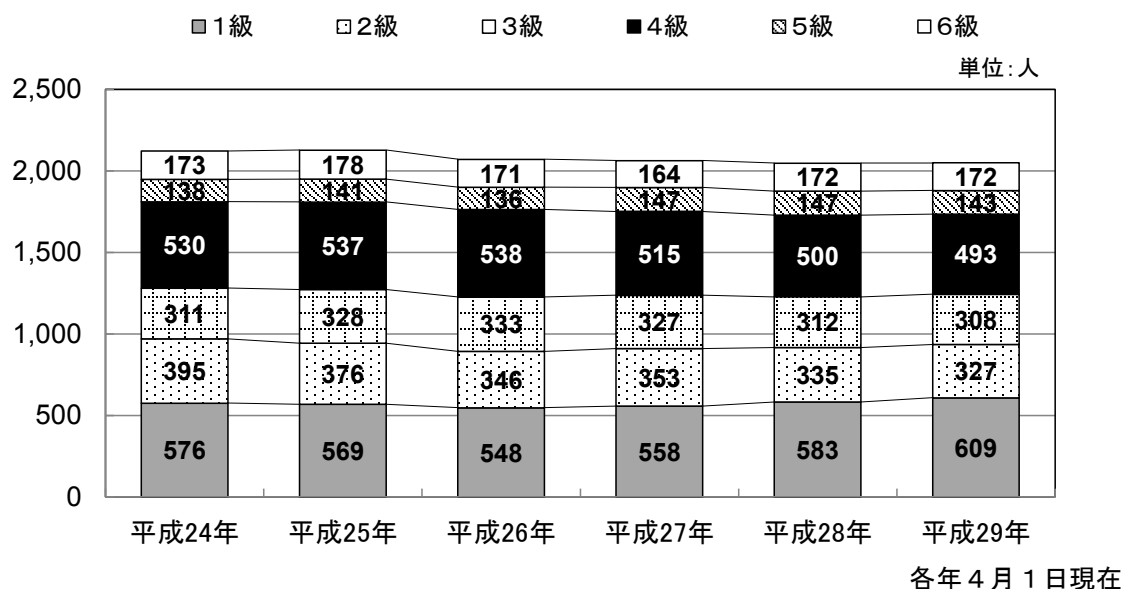
＜身体障害者手帳所持者数（年齢別）構成比の推移＞



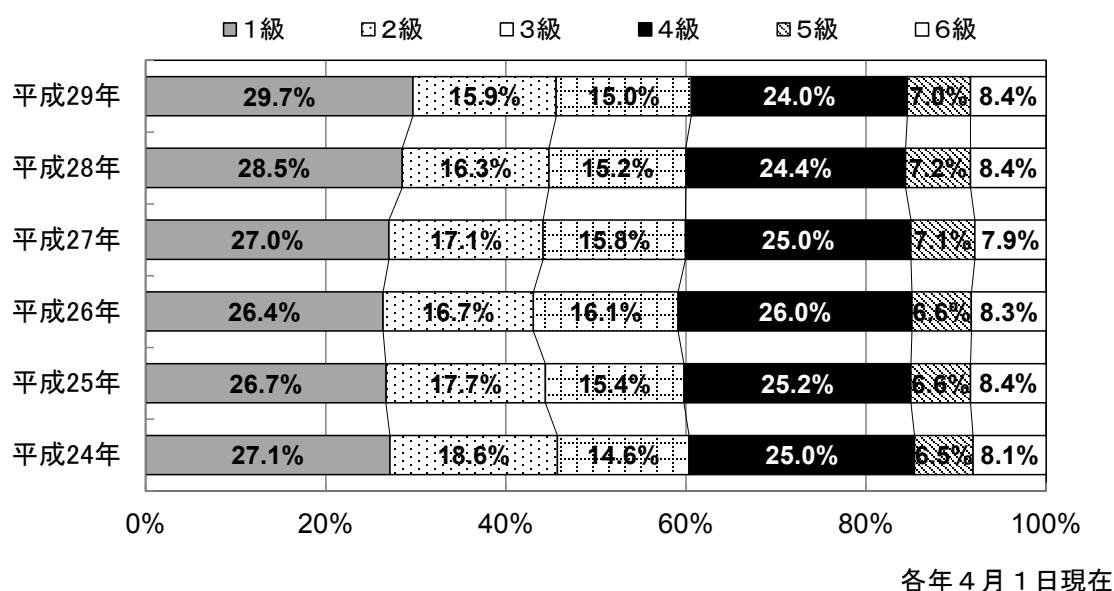
平成 29 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者を等級別にみると、重度（「1 級」「2 級」）が全体の約 46%、中度（「3 級」「4 級」）が全体の 39%であり、中重度（「1 級」「2 級」）と中度（「3 級」「4 級」）で全体の 8 割以上を占めています。

中度（「3 級」「4 級」）は平成 27 年から減少傾向にあり、重度（「1 級」「2 級」）は対照的に平成 27 年から増加傾向にあります。

＜身体障害者手帳所持者（等級別）の推移＞

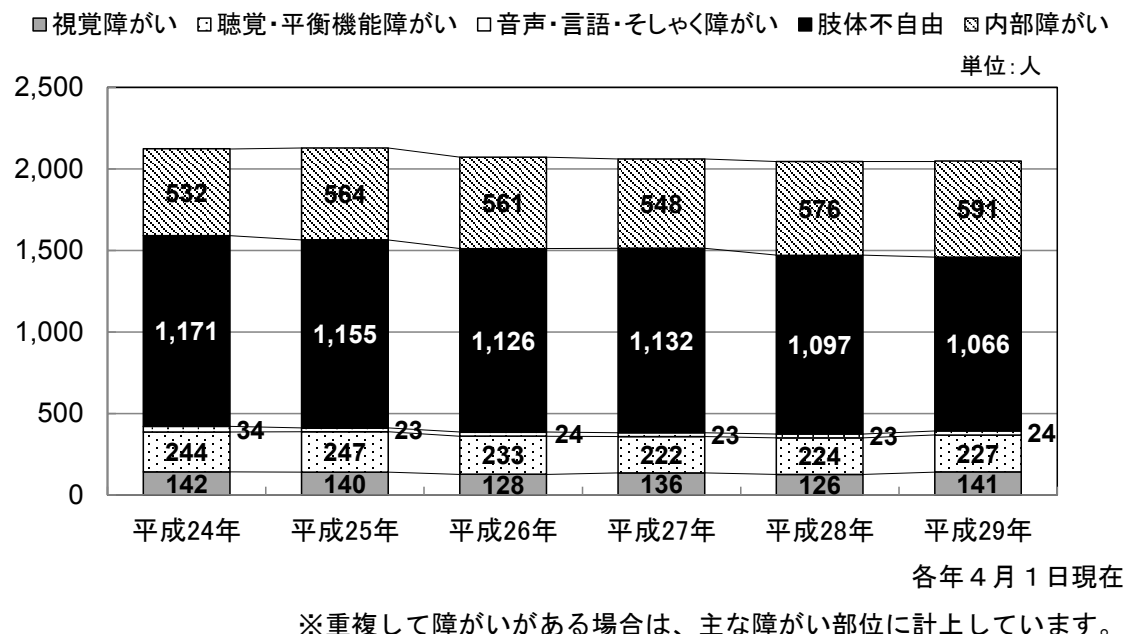


＜身体障害者手帳所持者の等級別構成比＞

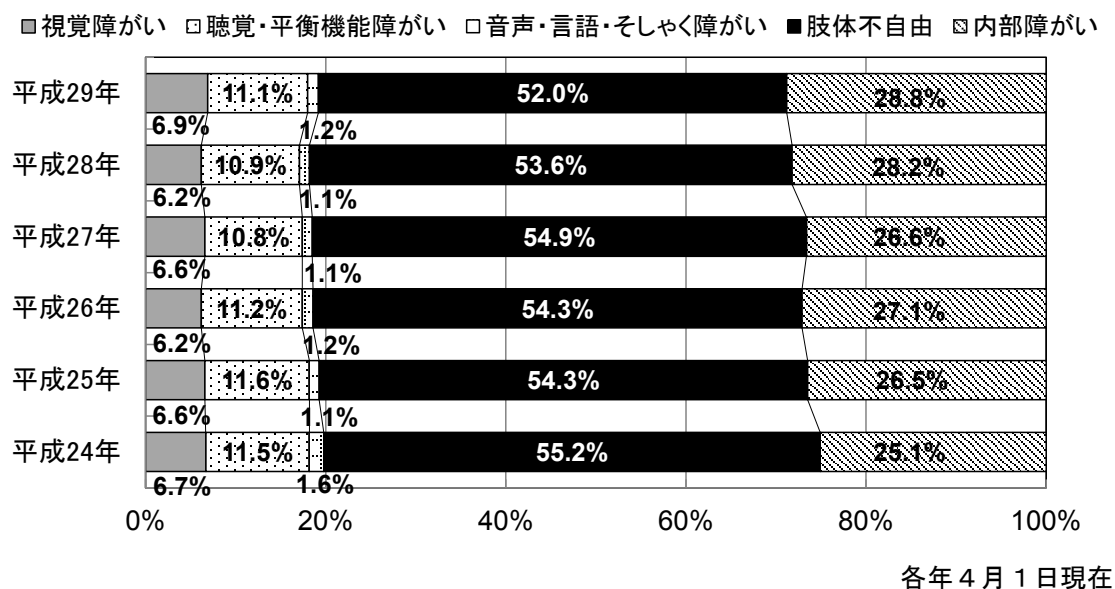


平成29年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数の推移を部位別にみると、「肢体不自由」が1,066名と最も多く、「内部障がい」が591名、「聴覚・平衡機能障がい」が227名と続いています。

＜身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）の推移＞



＜身体障害者手帳所持者（障がい部位別）構成比の推移＞

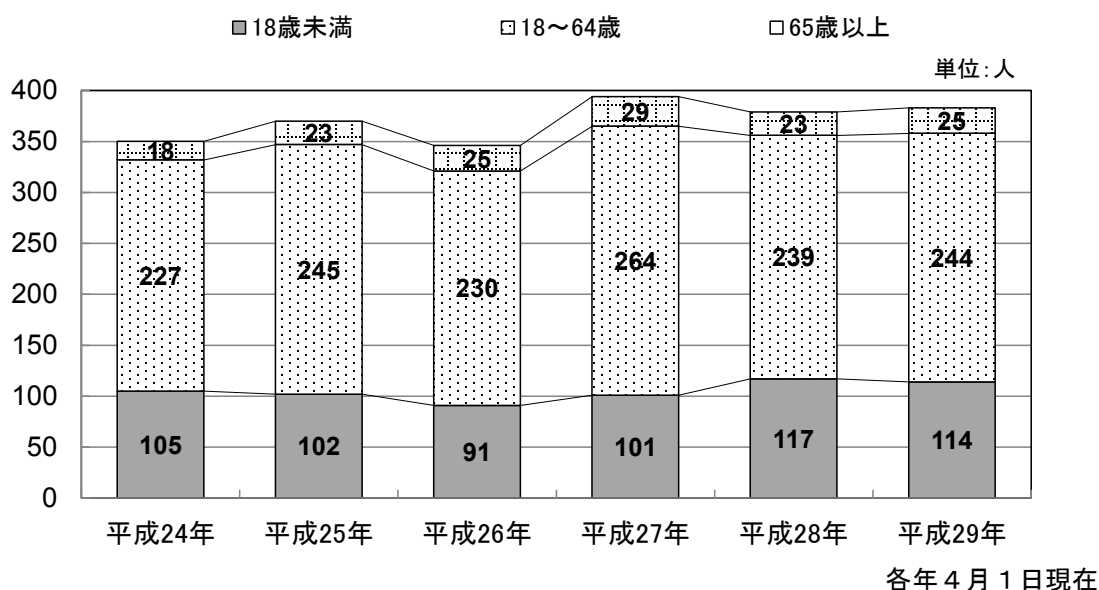


(3) 療育手帳所持者の状況

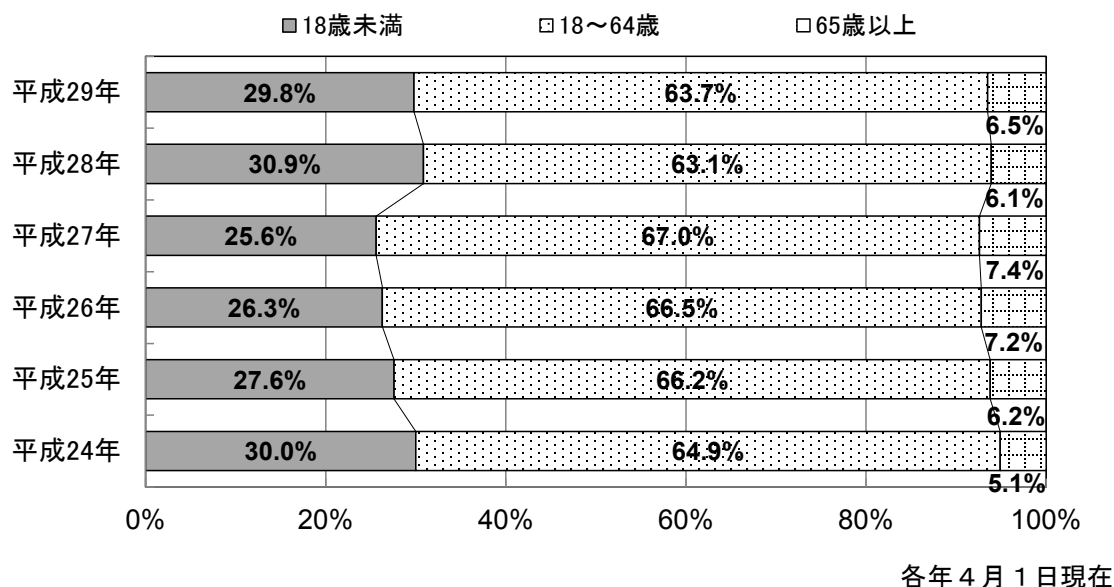
平成 29 年 4 月 1 日現在の療育手帳所持者数を年齢別にみると、「18 歳未満」は 114 人、「18～64 歳」は 244 人、「65 歳以上」は 25 人となっており、平成 27 年がピークで全体の人数が 394 人となっていますが、平成 28 年では 379 人、平成 29 年では 383 人と減少しています。

年齢別構成比の推移でみると、18 歳以上は平成 27 年まで増加傾向にあり約 74%となっています。平成 28 年からは減少し約 69%となりましたが、再び増加傾向にあります。

＜療育手帳所持者（年齢構成別）の推移＞



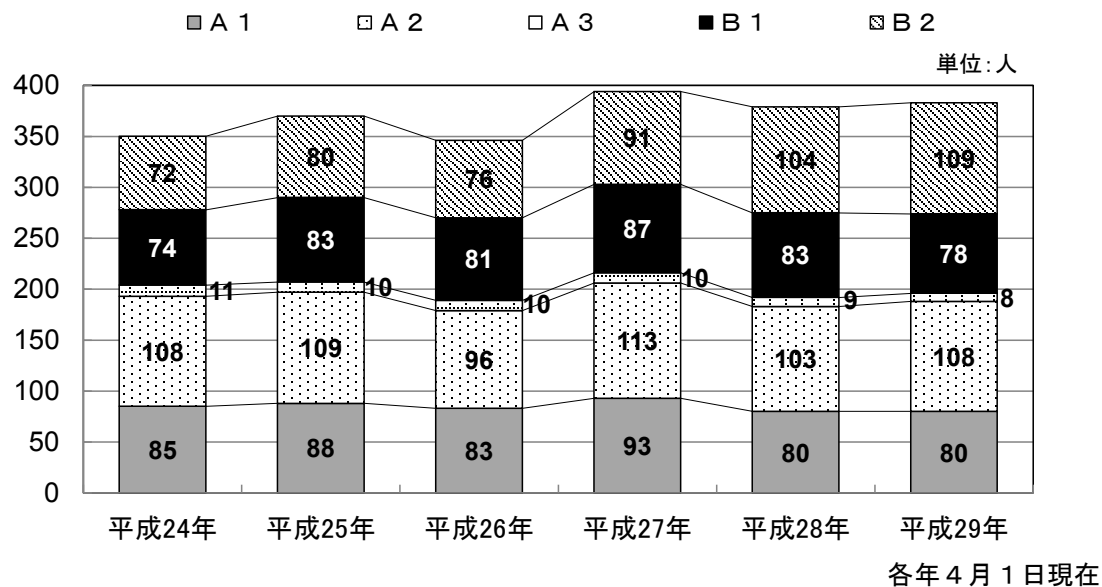
＜療育手帳所持者（年齢別）構成比の推移＞



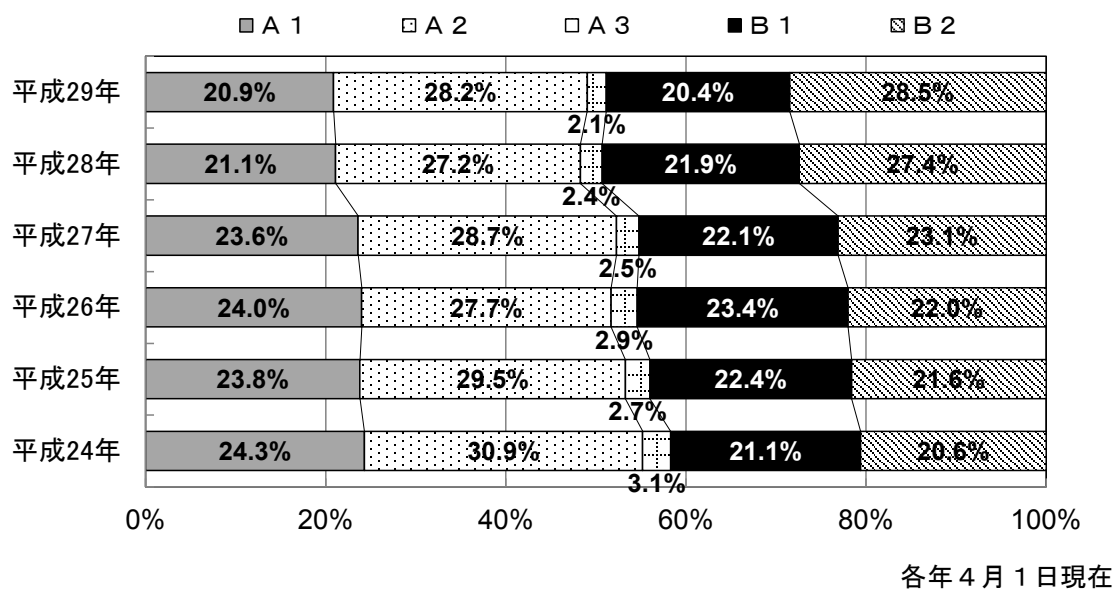
平成29年4月1日現在の療育手帳所持者の推移を判定別にみると、軽度(B2)が109名と最も多く、重度(A2)が108名と続いています。

判定別構成比でみると、B2判定の割合は平成26年以降年々高くなっています。

＜療育手帳所持者（判定別）の推移＞



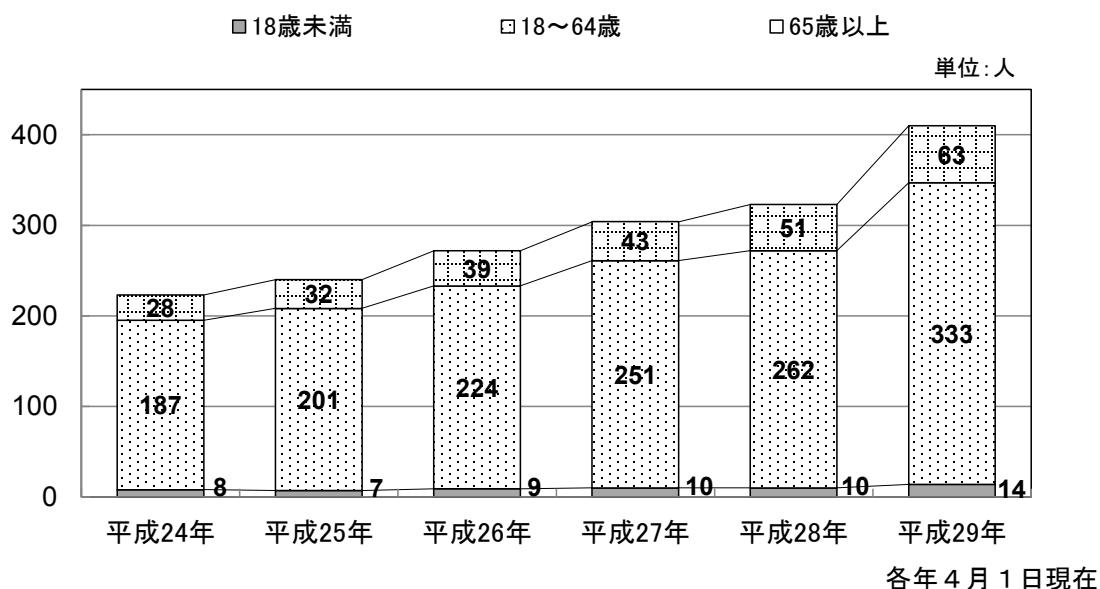
＜療育手帳所持者（判定別）構成比の推移＞



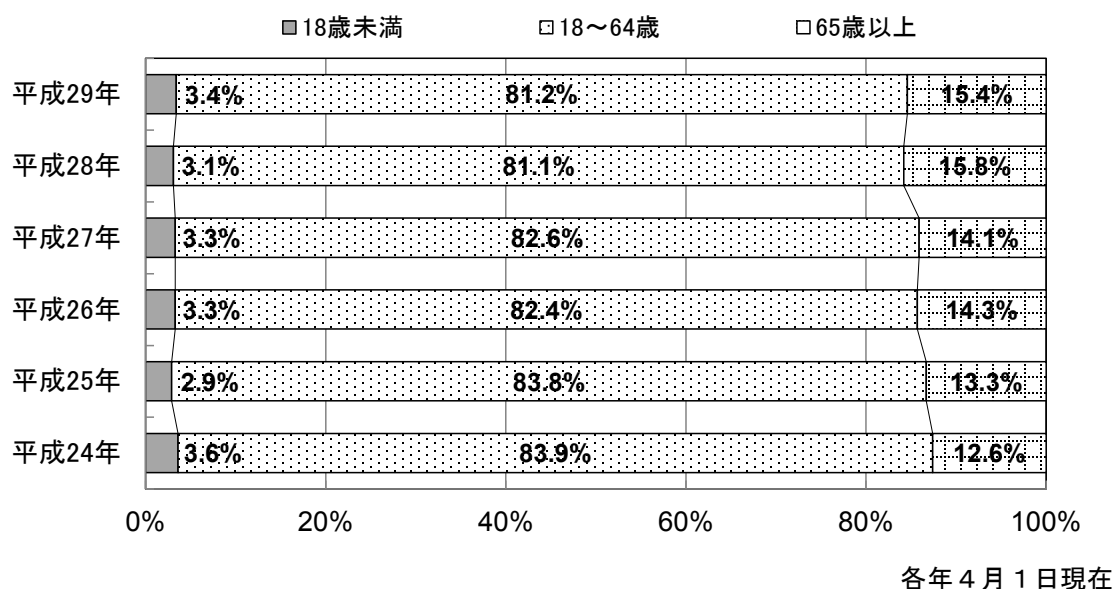
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢別にみると、「18 歳未満」は 14 人、「18～64 歳」は 333 人、「65 歳以上」は 63 人となっており、年々増加しています。年齢別構成比をみると、いずれの年においても 18～64 歳が 8 割を超えています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢構成別）の推移＞

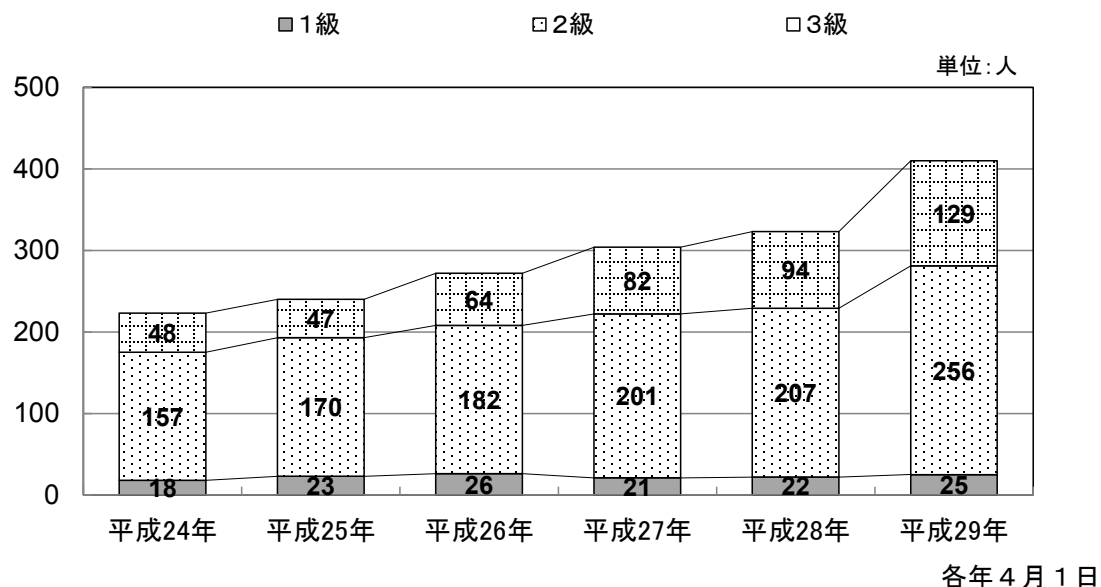


＜精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢別）構成比の推移＞

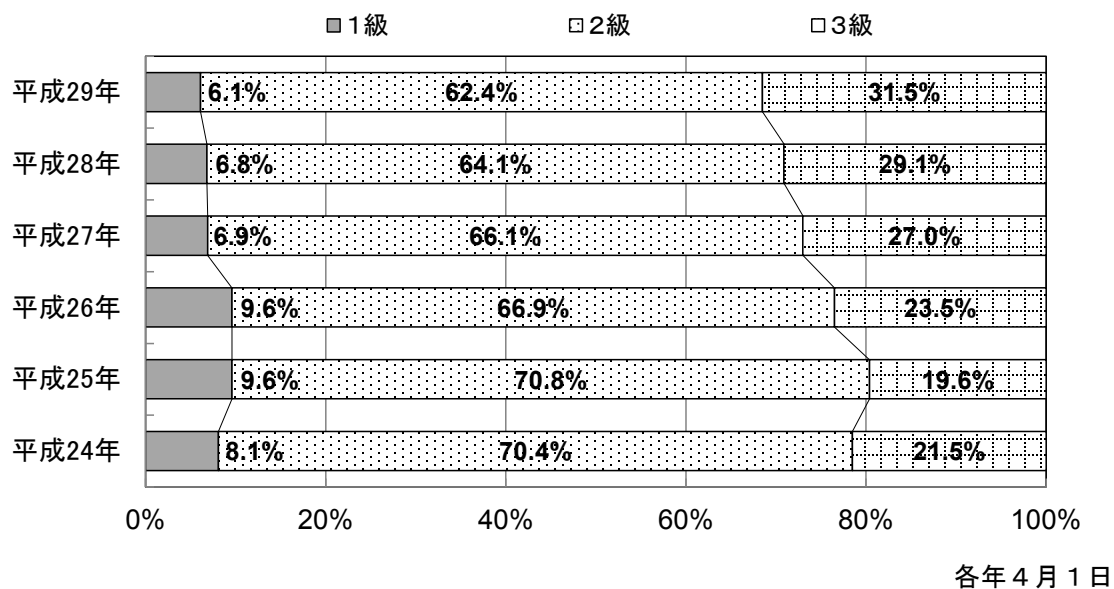


平成29年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が256名と突出しており、3級が129名と続いています。平成24年から平成29年で「3級」は約2.7倍に増えています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）の推移＞

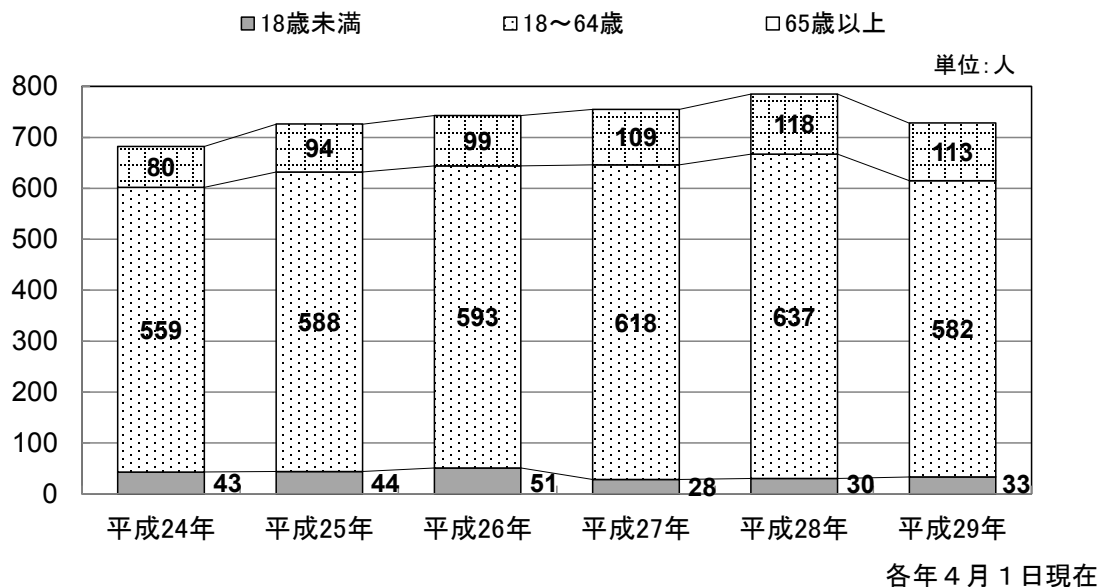


＜精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）構成比の推移＞

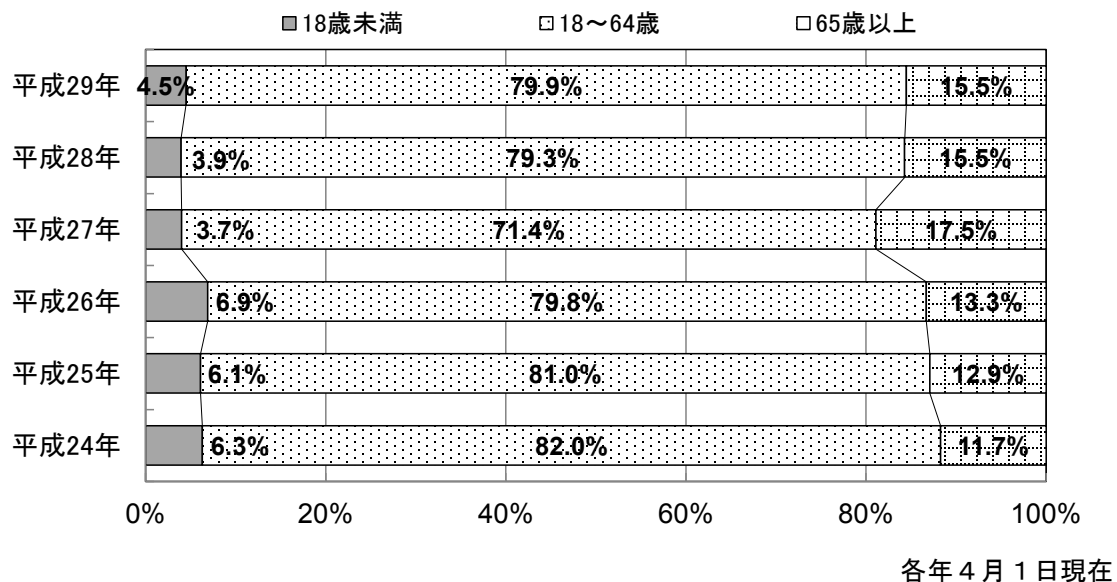


平成 29 年 4 月 1 日現在の自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数は 728 人で、精神障害者保健福祉手帳所持者数（410 人）を大きく上回っています。年々増加傾向にあり、平成 24 年 4 月 1 日の受給者数と比較すると、平成 28 年は 1 割以上増加しています。平成 28 年から平成 29 年では 1 割弱減少しています。

<自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移>



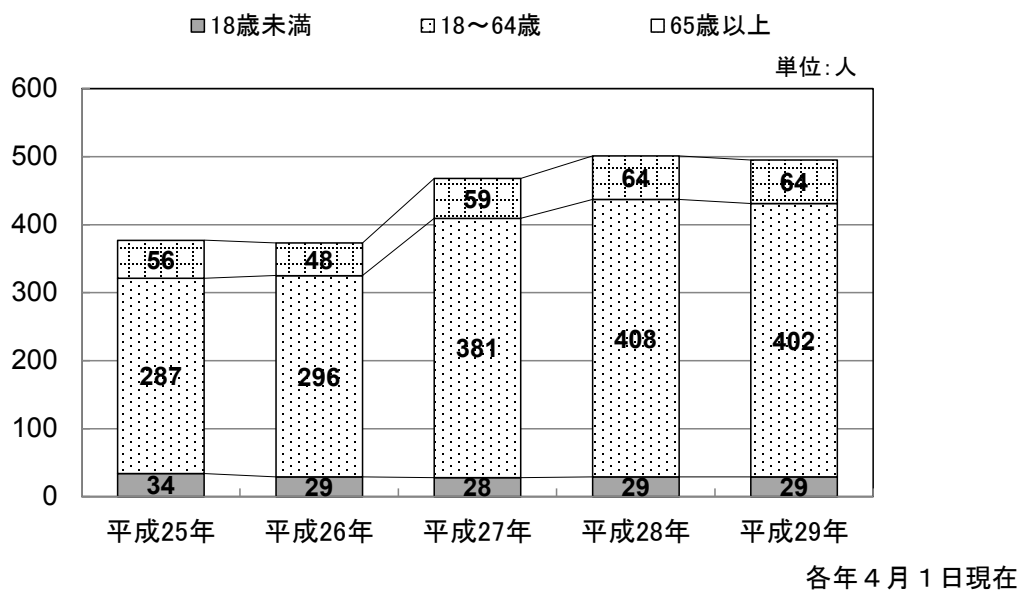
<自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数（年齢別）構成比の推移>



(5) 障がい福祉サービス受給者証発行数の推移

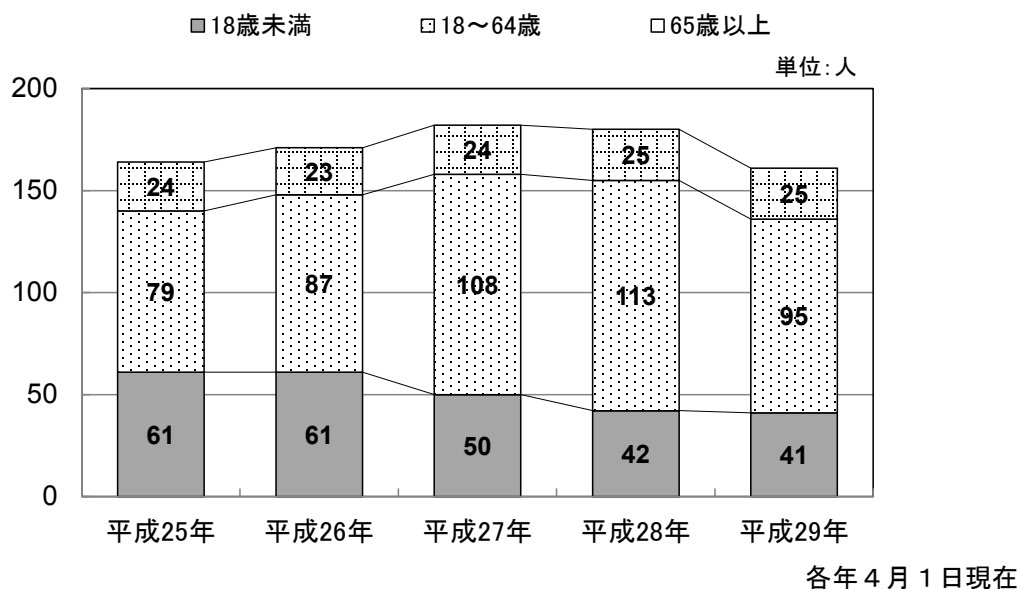
障がい福祉サービス受給者証の発行数は増加傾向にあり、平成 25 年から平成 29 年度で約 3 割増加しています。年齢構成別では「18 歳未満」の受給者証所持者数は平成 26 年に減少しその後は大きな増減はみられません。「18～64 歳」の受給者証所持者数は平成 28 年をピークに平成 29 年には減少、「65 歳以上」の受給者証所持者数は平成 27 年から増加傾向にあります。

＜障がい福祉サービス受給者証所持者数の推移＞



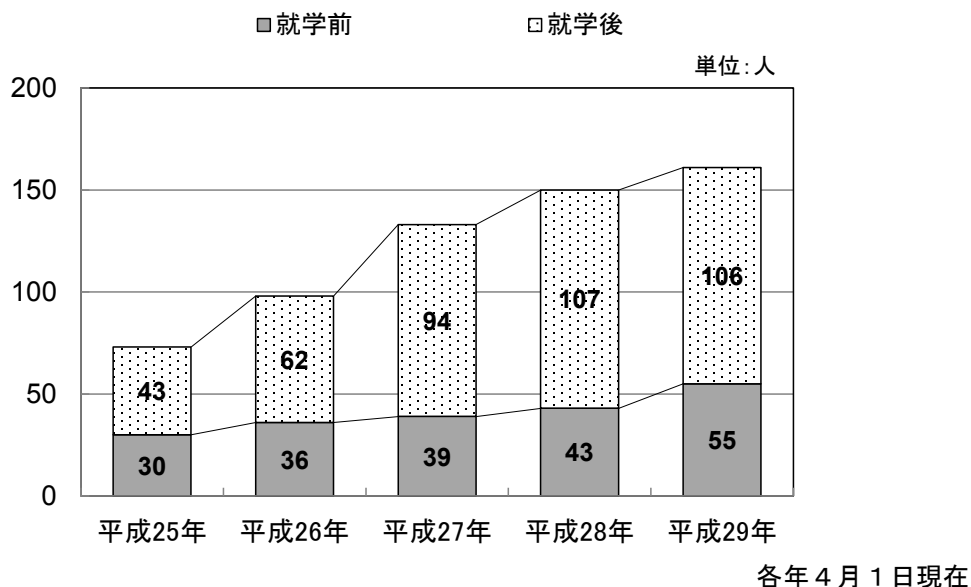
地域生活支援サービス受給者証の発行数は平成27年をピークに減少傾向にあります。年齢構成別では「18～64歳」の発行数は平成27年に大きく増加していますが、平成28年から平成29年では大きく減少しています。「18歳未満」の発行数は平成25年度から減少傾向にあります。

＜地域生活支援サービス受給者証発行数＞



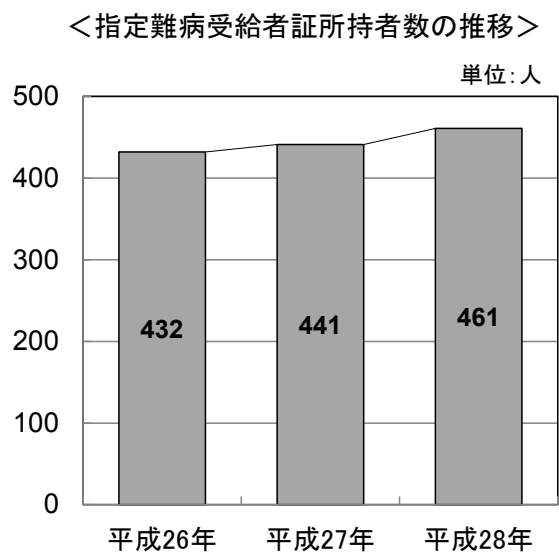
平成24年4月より創設された障がい児通所支援ですが、障がい児通所受給者証の発行数は、増加の一途をたどっています。平成25年から平成29年で2.2倍となっており、ニーズは増加傾向にあります。

＜障がい児通所受給者証発行数＞



(6) 指定難病受給者証所持者数の推移

指定難病受給者証所持者数は、年々増加しています。



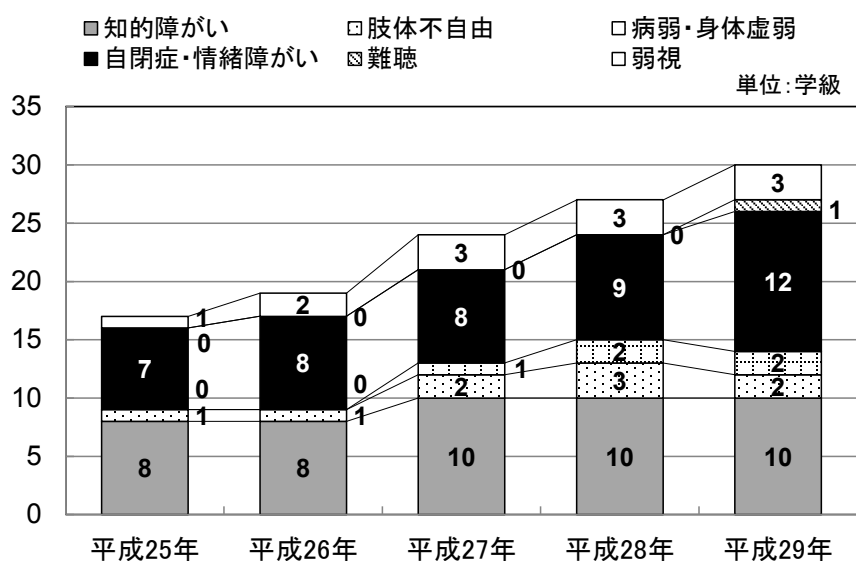
福岡県北筑後保健福祉環境事務所 各年3月31日現在

3. 就学等の現状

(1) 小学校の特別支援学級の状況

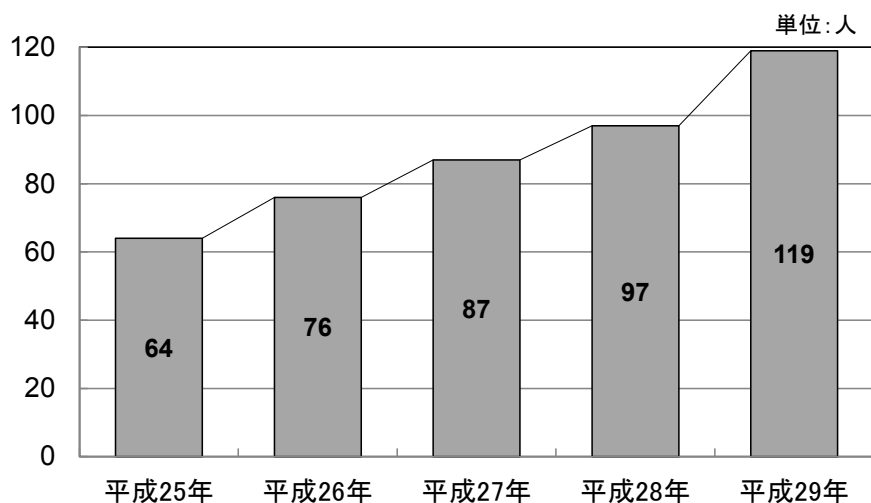
市内の公立小学校 8 校全てに特別支援学級が設置されており、学級数をみると年々増加し、特に自閉症・情緒障がいの学級は約 1.7 倍に増えています。児童数をみると、平成 25 年から平成 29 年の間で、知的障がい（平成 25 年：29 人、平成 29 年：47 人）は約 1.6 倍、自閉症・情緒障がい（平成 25 年：32 人、平成 29 年：63 人）は約 2 倍となっています。

＜特別支援学級数の推移＞



学校基礎調査 各年 5 月 1 日現在

＜特別支援学級の児童数の推移＞

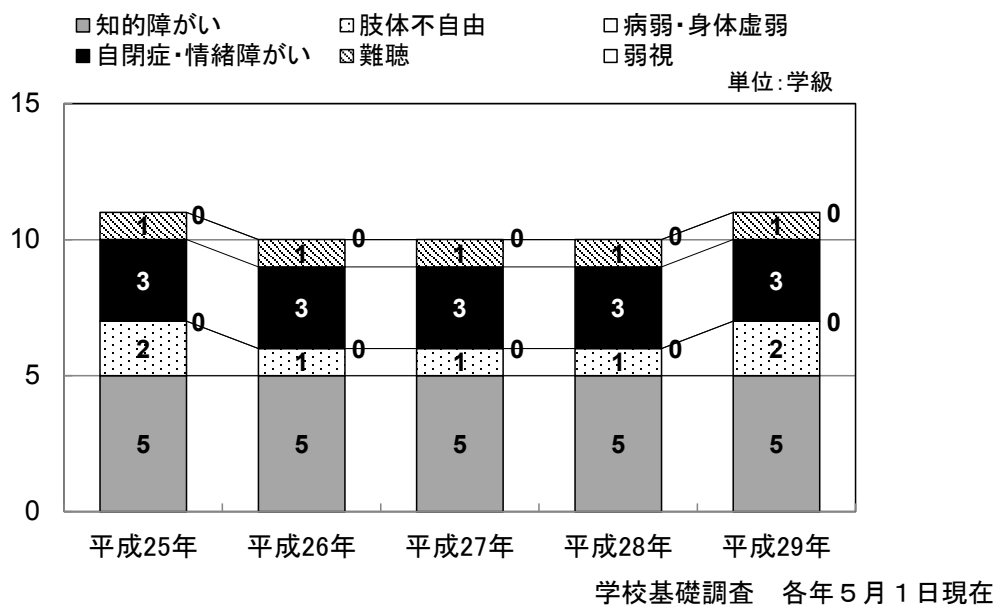


学校基礎調査 各年 5 月 1 日現在

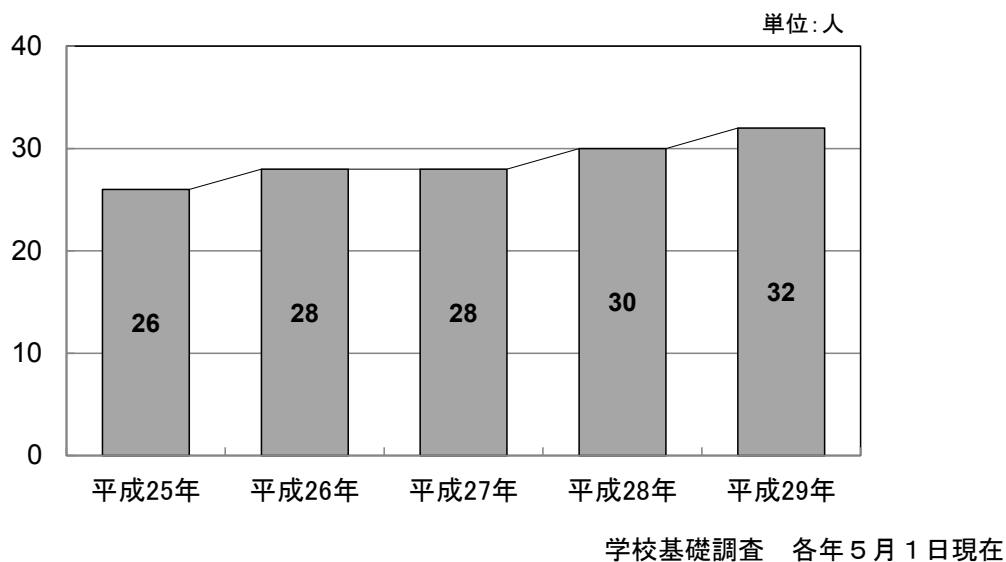
(2) 中学校の特別支援学級の状況

市内の公立中学校 5 校全てに特別支援学級が設置されており、学級数をみると大きな変化はなく、平成 28 年から平成 29 年の間で肢体不自由の学級は 1 学級増えています。生徒数に大きな変化はみられませんが、知的障がい徐徐に増加しています。（知的障がいの生徒数 平成 25 年：13 人、平成 26 年：15 人、平成 27 年：16 人、平成 28 年：18 人、平成 29 年 18 人）

＜特別支援学級数の推移＞



＜特別支援学級の生徒数の推移＞

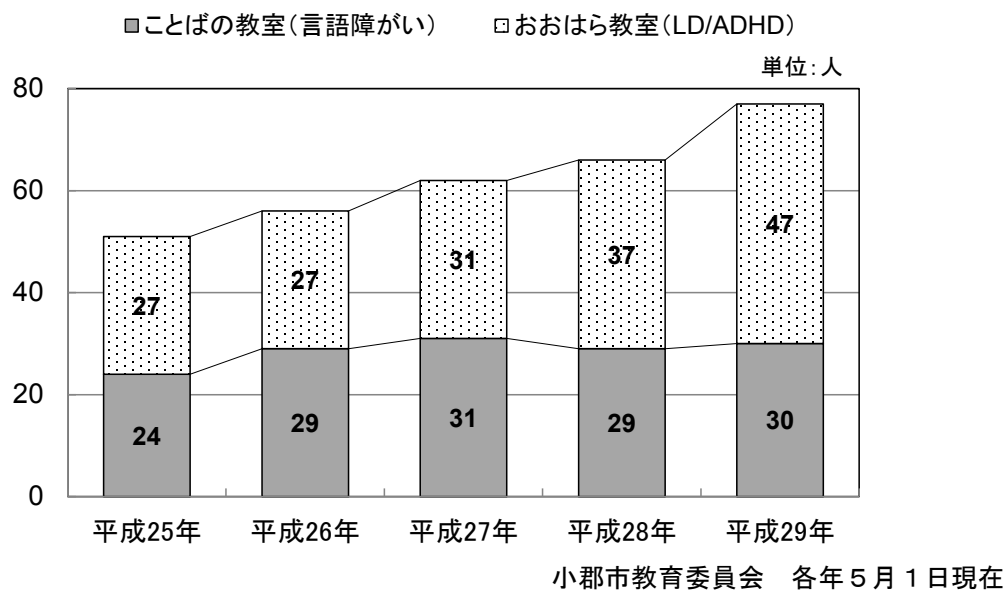


(3) 通級指導教室の状況

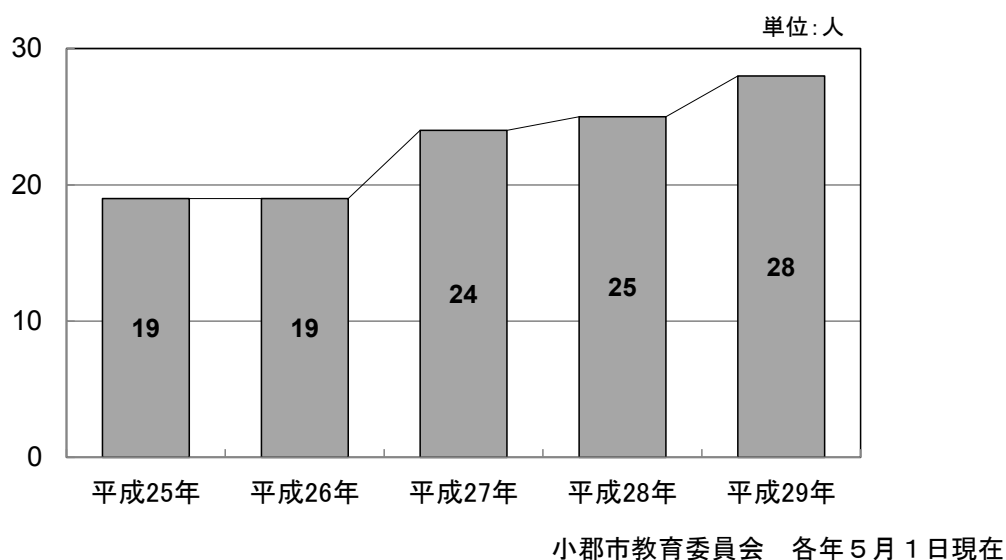
小学校の通級指導教室に通う児童の数は年々増加しています。特に「おおはら教室（LD/ADHD）」に通う児童は平成 25 年から平成 29 年にかけて約 1.7 倍に増えています。

中学校の通級指導教室に通う生徒の数は年々増加しています。

＜大原小学校通級指導教室（ことばの教室・おおはら教室） 通級児童数の推移＞



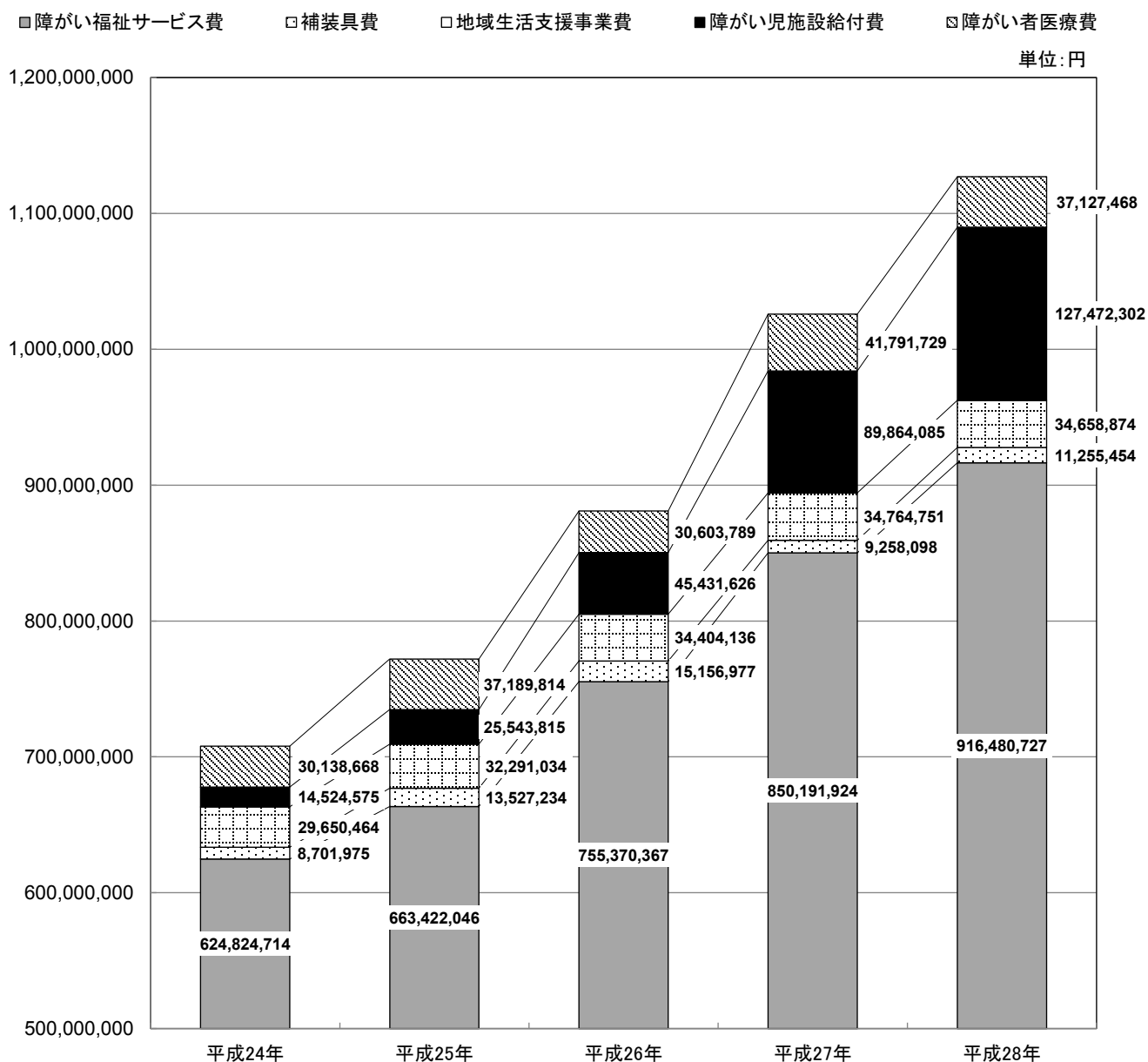
＜大原中学校通級指導教室（大原中教室） 通級生徒数の推移＞



4. 障がい福祉関係事業費（扶助費）の現状

障がい福祉関係事業費（扶助費）全体は、5年間を通して増加傾向にあります。特に障がい福祉サービス費、障がい児施設給付費は平成24年から年々増加傾向にあります。平成24年から平成28年では、障がい福祉サービスでは約1.5倍、障がい児施設給付費では約8.7倍となっています。

＜障がい福祉関係事業費（扶助費）の現状＞



5. 障害者総合支援法の施行と概要

平成 24 年 6 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「障害者自立支援法」が改正され、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成 25 年 4 月に施行（一部は平成 26 年 4 月に施行）されました。障害者総合支援法の主な改正については以下の通りです。

①障がい者の範囲（障がい児の範囲も同様に対応）

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等が追加されました。難病等では、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定等の手続きを経た上で、必要と認められた障がい福祉サービス等が利用できることとなります。

②障がい支援区分の創設

これまでの「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められました。障害支援区分については、「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」と定義されています。

③障がい者に対する支援

- 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定めるものとする）
- 共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合（一元化）
- 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- 地域生活支援事業の追加（障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

④サービス基盤の計画的整備

- 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障がい福祉計画の策定
- 基本指針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- 市町村は障がい福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6. その他関連する法律の整備等

①障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正において、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいうゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

②障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、国や自治体等の行政機関は、障がい者の要望等に応じて時に日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられ、平成 28 年 4 月に施行されました。

③難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の一環として「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が平成 26 年 5 月に成立し、平成 27 年 1 月に施行されました。指定難病に対して医療費を助成する制度や難病の医療に関する調査及び研究の推進等についてこの法律で定めています。

④児童福祉法の改正

平成 24 年の改正では、障がい児の定義が見直され、身体及び知的障がい児に、精神障がい児が加えられ、平成 25 年の改正では、障害者総合支援法の成立に対応し、障がい児の定義に難病が追加されました。また、平成 28 年 6 月の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化等が定められています。

⑤発達障害者支援法の改正

平成 17 年の施行から約 10 年が経過し、発達障がい者・児の支援を一層充実させるため、平成 28 年 8 月に改正発達障害者支援法が施行され、目的に「切れ目なく発達障害者の支援を行う」が明記されたほか、発達障がい者・児の定義の改正、基本理念の新設等、総則に大きな改正が行われました。また、発達障がい者・児を支援するための施策として、「発達障害の疑いがある場合の相談体制の整備」や「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の推進」が明記される等、改正は法律全般にわたっています。

⑥障害者優先調達法の施行

平成 25 年 4 月に、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図る「障害者優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）が施行されました。